豊田市障がい者グループホーム設置促進事業費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号。以下、「規則」という。)に定めるもののほか、共同生活援助の事業に要する経費に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付目的)

- 第2条 この補助金は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。)第5条第17項の規定に基づく共同生活援助の事業を行う事業所(豊田市指定障がい福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例第6条の規定により準用する総合支援法に基づく指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)(以下「指定基準」という。)第16章に規定する指定共同生活援助事業所。以下「グループホーム」という。)を新たに確保するために要する経費及び運営に要する経費の一部を補助することにより、障がい者の社会復帰の促進及び自立の促進を図ることを目的とする。
 - (補助事業者)
- 第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、グループホームを 運営する社会福祉法人、医療法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関す る法律(平成18年法律第49号)に定める公益社団法人及び公益財団法人及び特 定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に定める特定非営利活動法人(以下 「社会福祉法人等」という。)及び社会福祉法人等以外の法人とする。
- 2 前項の規定に関わらず、役員に暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものがいる場合は対象としない。 (定義)
- 第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)賃借運営 法令等で定める基準に適合した、グループホームに係る共同生活住居(指定基準第210条第2項に規定する本体住居に限る)を新規に賃貸建築物で運営すること。
 - (2)日中活動系サービス

総合支援法第5条第1項に規定される障がい福祉サービスのうち、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業及び同法第77条第1項第4号に規定される地域活動支援センターを行う事業及び豊田市地域生活支援事業実施要綱第2条第1項第13号に規定される日中一時支援事業をいう。

第2章 賃借運営費の補助

(補助事業)

第5条 この章が規定する補助金(以下「賃借運営費補助金」という。)の交付対象 事業は、補助事業者が賃借契約により、新たに共同生活住居(指定基準第210条 第2項に規定する本体住居に限る)を豊田市内に確保し運営を行う事業(以下「賃 借運営費補助事業」という。)とする。

(補助金の額)

第6条 賃借運営費補助金の額は、別表1に示す補助上限額と、対象経費の実支出額とを比較し、少ない方の額に、当該共同生活住居の当該年度の運営において、利用者のうち豊田市支給決定者の人数を乗じた額を利用契約者数で除した額とする。

(端数処理)

第7条 賃借運営費補助金の額の決定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

- 第8条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに補助金交付申請書(様式第1号の1)及び団体調書を市長に提出しなければならない。
- 2 補助開始年度を含めて5年間交付申請することができる。
- 3 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、豊田市税の収納状況を確認することができる。

(交付の方法)

第9条 市長は、補助事業者の請求により、2/3までを2回以内に分けて概算払い により支払い、実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払うことがで きる。

(交付の条件)

- 第10条 規則第5条第2項の規定により賃借運営費補助金の交付に付する条件は、 次に掲げるとおりとする。
 - (1)地域住民の理解と協力が得られていること。
 - (2)豊田市税の滞納がないこと。

(計画の変更)

第11条 補助事業者は、交付決定後に賃借運営費補助事業の内容を変更しようとするときは、市長に補助事業等計画変更承認申請書(様式第2号)を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第12条 補助事業者は、賃借運営費補助事業完了後に、市長に補助事業等実績報告 書(様式第3号の1)を提出しなければならない。
- 2 前項に定める実績報告書の提出期限は、賃借運営費補助事業の完了の日から起算 して30日を経過した日、又は翌年度の4月10日(その日が閉庁日のときはそ の前日)のいずれか早い期日までとする。

(補助の決定の取り消し等)

- 第13条 市長は、補助事業者が次の各号に該当すると認めたときは、補助を取消 し、若しくは補助決定額を減じ、又は既に交付した賃借運営費補助金の返還を命 ずることができる。
 - (1)第10条に規定する補助条件に違反したとき。
 - (2)不正行為があったとき。
 - (3)第3条第2項に掲げる場合に該当するとき。
 - (4)その他、市長が補助することを不適当と認めたとき。

第3章 家賃軽減に要する経費の補助

(補助事業)

- 第14条 この章が規定する補助金(以下「家賃軽減費補助金」という。)の交付対 象事業は、補助事業者が当該共同生活住居を利用する豊田市支給決定者から徴収 する家賃の軽減を行う事業(以下「家賃軽減費補助事業」という。)とする。
- 2 前項に定める家賃軽減費補助事業は、次の条件をすべて満たすグループホームに限る。
 - (1)豊田市支給決定者が利用する共同生活住居の所在地が愛知県内にあること。
 - (2)事業所の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が20人以下であり、かつその共同生活住居の利用定員が9人以下であること。

(補助金の額)

第15条 家賃軽減費補助金の額は、別表2の補助基準額を用い算定した額に、毎月 1日の豊田市支給決定者数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第16条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期日までに補助金交付申請書(様式第1号の2)及び規則第4条に定める団体調書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、豊田市税の収納状況を確認することができる。

(計画の変更)

第17条 補助事業者は、補助金交付決定後に、当該グループホームに係る運営規定 を変更したことにより、補助金の額が変更する場合は、変更承認申請書(様式第 2号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(実績報告)

- 第18条 補助事業者は、毎年度、家賃軽減費補助事業完了後に実績報告書(様式第3号の2)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過 した日又は翌年度の4月5日(その日が閉庁日の場合はその前日)までとする。 (交付の方法)
- 第19条 家賃軽減費補助金は、実績報告書に基づいて補助額を確定し、補助事業者 の請求により支払うものとする。ただし、補助事業者から概算払いによる請求が あったときは、年4回以内に分け概算払い(千円未満の端数については、その端

数の計を最終支払い時にあわせて支払うものとする)により交付するものとし、 実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払う。

(交付の条件)

- 第20条 規則第5条第2項の規定により家賃軽減費補助金の交付に付する条件は、 次に揚げるとおりとする。
 - (1)当該グループホームにおいて、提供する便宜に要する費用(家賃、光熱水費、 食材費等)については、できる限り低価格に設定するものとする。
 - (2)第14条第1項に規定する補助金を交付されたときは、当該共同生活住居を利用する豊田市支給決定者から徴収する家賃の軽減に反映させること。
 - (3)豊田市税の滞納がないこと。

(補助の決定の取消し等)

第21条 第13条の規定は、この章が規定する家賃軽減費補助について準用する。

第4章 運営費補助

(補助事業)

- 第22条 この章が規定する補助金(以下「運営費補助金」という。)の交付対象事業は、補助事業者が次に規定する休日(以下「休日」という。)にグループホームの運営を行う事業(以下「運営費補助事業」という。)とする。ただし、障がい支援区分3以上の利用者に対する日中サービス支援型共同生活援助(指定基準第213条の2に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助をいう。)を除く。
 - (1)日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に 規定する休日。

ただし、豊田市支給決定者が利用するグループホームと併せて支給決定される 日中活動系サービスが実施される日又は就労している豊田市支給決定者の出勤 日を除く。

利用月ごとに当該月の土日休日数を上限とする。

- (2) 豊田市支給決定者が利用する共同生活援助と併せて支給決定される日中活動系事業所又は豊田市支給決定者が就労する事業所の休業日。
- 2 前項に定める運営費補助事業は、次の条件をすべて満たすグループホームに限る。
 - (1)豊田市支給決定者が利用する共同生活住居の所在地が愛知県内にあること。
 - (2)事業所の所在地が愛知県内にあり、その利用定員が20人以下であり、かつその共同生活住居の利用定員が9人以下であること。

(補助金の額)

第23条 運営費補助金の額は、別表3の補助基準額、総事業費から寄付金その他の 収入を控除した額、事業に実際に支出した額を比較し最も少ない額とする。 (補助金の交付申請)

- 第24条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める期日までに補助金 交付申請書(様式第1号の3)及び規則第4条に定める団体調書を市長に提出し なければならない。
- 2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、豊田市税の収納状況を確認することができる。

(実績報告)

- 第25条 補助事業者は、毎年度、運営費補助事業完了後に実績報告書(様式第3号 の3)を市長に提出しなければならない。
- 2 前項に定める実績報告の期限は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月5日(その日が閉庁日の場合はその前日)までとする。 (交付の方法)
- 第26条 運営費補助金は、実績報告書に基づいて補助額を確定し、補助事業者の請求により支払うものとする。ただし、補助事業者から概算払いによる請求があったときは、年4回以内に分け概算払い(千円未満の端数については、その端数の計を最終支払い時にあわせて支払うものとする)により交付するものとし、実績報告書に基づいて補助額を確定した後、残額を支払う。

(交付の条件)

第27条 規則第5条第2項の規定により運営費補助金の交付に付する条件は豊田市 税の滞納が無いこととする。

(補助の決定の取消し等)

第28条 第13条の規定は、この章が規定する運営費補助について準用する。

第5章 開設準備費補助

(補助事業)

- 第29条 この章が規定する補助金(以下「開設準備費補助金」という。)の交付対象事業は、補助事業者が運営するグループホームに係る共同生活住居(指定基準第210条第2項に規定する本体住居に限る)の利用開始にあたっての、初度備品の購入及び賃借運営の賃貸借契約締結行為(以下「開設準備費補助事業」という。)とする。
- 2 前項に定める開設準備費補助事業は、共同生活住居の所在地が豊田市内にある場合に限る。
- 3 本補助は、指定基準に基づき指定を受けた日(以下「指定日」という。)の属する年度を補助年度とする。

(補助金の額)

第30条 開設準備費補助金の額は、別表4に示す補助上限額と、対象経費に補助率を乗じて得た額とを比較し、少ない方の額に、当該共同生活住居の指定日の属する月の末日において、利用者のうち豊田市支給決定者の人数を乗じた額を利用契約者数で除した額とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。

(端数処理)

- 第31条 第7条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。 (補助金の交付申請)
- 第32条 補助金の交付を受けようとする者は、指定日から起算して10日以内に補助金交付申請書(様式第1号の4)及び団体調書を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、補助金の交付事務に必要な内容に関し、申請者の同意を得た上で、豊田 市税の収納状況を確認することができる。

(交付の方法)

第33条 市長は、実績報告書に基づいて開設準備費補助金の額を確定し、補助事業者の請求により開設準備費補助金を支払うものとする。

(交付の条件)

- 第34条 規則第5条第2項の規定により開設準備費補助金の交付に付する条件は次 に掲げるとおりとする。
 - (1)備品については、グループホームに求められる、消防法及びその他法令に規定される基準を満たしたものであること。
 - (2)豊田市税の滞納がないこと。

(計画の変更)

- 第35条 第11条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。 (実績報告)
- 第36条 補助事業者は、指定日の属する月の翌月10日までに、市長に補助事業等実 績報告書(様式第3号の4)を提出しなければならない。

(財産処分の制限)

第37条 補助事業者は、開設準備費補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成13年7月12日厚生労働省告示第239号)に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、又は譲渡し、交換し若しくは貸付若しくは担保に供してはならない。

(補助の決定の取消し等)

第38条 第13条の規定は、この章が規定する開設準備費補助について準用する。

第7章 雑則

(委任)

第39条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき、交付申請のあったものについては、なお従前の例による。

別表1(第6条関係)

補助上限額	対象経費	備考
1,680 千円 (公営住宅は 840 千円)	共同生活住居の賃貸借に伴う諸経費	年度途中の開所等により 12 か 月に満たない場合は、月数に応 じて按分した額とする。

別表2(第15条関係)

補助区分	補助基準額
家賃軽減	豊田市支給決定者1人1月につき
に要する	補助事業者が設定する家賃のうち 20 千円を超えた金額。ただし、市町
経費	村民税非課税世帯については、上限を 10 千円とする。市町村民税課税
	世帯については 20 千円とする。

別表3 (第23条関係)

補助区分	入居者障がい支援 区分	補助基準額	対象経費
運営費	区分3以下	豊田市支給決定者1人1日につき 1,302円 ただし、障がい福祉サービス報 酬の共同生活援助サービスの提供 実績がある場合に限る。	補助対象事業 実施に要する 経費 (給料、諸手 当、報酬、社
	区分4~6	豊田市支給決定者1人1日につき 2,302円 ただし、障がい福祉サービス報 酬の共同生活援助サービスの提供 実績がある場合に限る。	会保険料事業 主負担金、賃 金、委託費、 旅費、需用 費、役務費 等)

別表4(第30条関係)

補助区分	補助上限額	対象経費 (指定日の4か月前から指定日までに購入及び契約 したものに限る)	補助率
初度備品費(共同使用するもの)	450 千円	(1)炊事用備品 湯沸器、冷蔵庫、ガステーブル、炊飯器、食卓、食器棚、ポット、システムキッチン、レンジ、トースター、椅子及び什器類等の購入に係る経費(2)事務用備品 片袖机、椅子、書庫、金庫、スケジュールボード及び電話等の購入に係る経費(3)その他生活用備品 テレビ、掃除機、洗濯機、げた箱、こたつ、消火器、照明器具、カーテン及びカーペット等※設置に係る費用及び送料は除く	3/4
礼金	180 千円	賃貸借契約時に係るもの	3/4